

## 特定特殊自動車少数承認実施要領

### 第1 適用

本実施要領は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 12 条第 3 項に規定する少数生産車の承認（以下「少数承認」という。）の申請を行う場合に適用する。

### 第2 少数生産車の同一型式の範囲

少数承認において、同一型式として処理される範囲は、別紙 1「少数生産車の同一型式判定要領」によるものとする。

### 第3 申請者

特定特殊自動車の少数承認の申請ができる者は、特定特殊自動車の製作を業とする者又はその者から特定特殊自動車を購入する契約を締結している者であって当該特定特殊自動車を販売することを業とする者（外国において本邦に輸出される特定特殊自動車を製作することを業とする者又はその者から当該特定特殊自動車を購入する契約を締結している者であって当該特定特殊自動車を本邦に輸出することを業とする者を含む。以下「製作者等」という。）とする。

### 第4 申請書、添付書面の提出等

#### 1 次に掲げる提出先に申請書等を提出するものとする。

提出先：環境省水・大気環境局自動車環境対策課 オフロード法担当

〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 2 番 2 号

TEL 03-3581-3351（代表） 内線 6525

提出物：特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成 18 年経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号。以下「規則」という。）第 19 条第 1 項に規定する申請書（規則様式第九）及び同条第 2 項並びに第 4 項に規定する書面（以下「添付書面」という。）

部数：正本 3 部、副本 1 部

#### 2 申請書の添付書面及び記載要領は、別紙 2「申請書の添付書面及び記載要領」によるものとする。

#### 3 申請書及び添付書面の提出は、当該少数生産車の申請に係る提出書面一覧表（書面の提出又は省略の別を記したものを添付し、上記 1 の提出先に持参又は郵送等により行うこととする。郵送等による場合であって、配達又は輸送上の支障が生じた場合には、申請者の責任において対処するものとする。

#### 4 既に同一の添付書面を提出しているときは、その旨を提出書面一覧表に記載することにより当該書面の提出を省略することができるものとする。

#### 5 上記 1 に提出する書面は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して提出することができる。この場合において、添付するファイル形式等については、

別紙3「電子申請を行う際の添付書面（少数生産車）の様式等」に基づくものとする。

- 6 提出された申請書及び添付書面に不備がないことを確認した場合に審査を開始する。
- 7 申請書等の確認中及び少数承認に係る審査において、必要に応じてヒアリングを実施することがある。

## 第5 判定基準

少数生産車は、次の各項に掲げる規定に全て適合していること。

- 1 承認の申請日の属する年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）に、当該承認に係る特定特殊自動車と同一の型式に属する特定特殊自動車の製作等をした台数（国内での使用を目的としたものに限る。この場合において、輸出の事実が確認できないものは国内での使用を目的としたものとみなす。以下同じ。）が30台以下であること。
- 2 承認に係る特定特殊自動車が次の各号に掲げるいずれかに該当すること。
  - (1) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの
    - 1) 平成19年10月1日より前に製作等をした特定特殊自動車と同一の型式であるもの
    - 2) 平成20年8月31日より前に輸入された特定特殊自動車と同一の型式であるもの
  - (2) 軽油を燃料とするもの
    - 1) 特定原動機技術基準が改正された場合において、改正後の特定原動機技術基準が適用される前に法第12条第1項又は第2項の規定により基準適合表示を付することができることとされていたもの
    - 2) 特定特殊自動車の種類に応じて定める基準に適合するもの

特定特殊自動車の種類	基準	
	定格出力	
軽油を燃料とするもの	19kW以上 37kW未満	Tier4
	37kW以上 56kW未満	Tier4、StageIIIB
	56kW以上 560kW未満	Tier4、StageIV

※Tier4において、次に該当するものは除く。

イ Part1039の§1039.102に記載の規定のうち、定格出力56kW以上560kW未満のPhase-outの基準

ロ Part1039のSubpart Hに規定するthe averaging, banking, and trading program（以下「ABT program」という。）を適用したときに、ABT programのEmission creditsが負数となるthe family emission limit for the engine familyの基準

- 3 承認申請者が当該承認の申請日の属する年度の前2年度内の各年度において、当該承認に係る特定特殊自動車と同一の型式に属する特定特殊自動車の製作等をした台数がいずれも30台以下であること。
- 4 承認申請者と密接な関係のある者が、承認を受けようとする特定特殊自動車と同一の型式に属する特定特殊自動車について少数承認を受けていないこと。

なお、密接な関係とは、承認申請者と既に少数承認を受けた製作者等（以下「承認事

業者」という。)が次の各号に掲げるいずれか(各号において、「承認申請者」とあるのを「承認事業者」と、「承認事業者」とあるのを「承認申請者」と読み替えた場合を含む。)に該当することをいう。

- (1) 承認申請者が株式会社である場合にあっては、承認事業者がその親法人であること。
- (2) 承認申請者の役員(持分会社にあっては、業務を執行する社員)に占める承認事業者の役員又は職員(過去2年間にその承認事業者の役員又は職員であった者を含む。)の割合が2分の1を超えていること。
- (3) 承認申請者(法人にあっては、その代表権を有する役員)が承認事業者の役員又は職員(過去2年間にその承認事業者の役員又は職員であった者を含む。)であること。

## 第6 手数料

法第30条第1項の規定により国に納めなければならない手数料は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行令(平成18年政令第62号)第7条第1項の規定に基づき、申請書に、19,300円に相当する額の収入印紙を貼って納付するものとする。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合にあっては、19,100円とする。

## 第7 少数特例表示等

- 1 承認事業者は、法第12条第3項の規定による承認を受けた場合には、同項の規定に基づき少数特例表示を付すことができる。
- 2 規則第19条第17項第1号の規定による承認の番号は、次に定めるところにより付与する。

NS-〇〇〇(第5の2(1)に該当するものとして申請する場合)

NS2-〇〇〇(定格出力19kW以上56kW未満であって、第5の2(2)2に該当するものとして申請する場合)

NS3-V〇〇〇(第5の2(2)1に該当するものとして申請する場合)

NS3-〇〇〇(定格出力56kW以上560kW未満であって、第5の2(2)2に該当するものとして申請する場合)

## 第8 製作等の年次報告等

- 1 承認事業者は、毎年度4月30日までに、前年度に製作等をした台数等を記載した報告書(規則様式第十)を上記第4の1に規定する提出先に提出すること。なお、製作等をした台数には、法第3章の規定が適用されない特定特殊自動車は含めないものとする(以下同じ)。
- 2 承認事業者は、承認後に製作等をした台数が100台に達したときは、その日から30日以内に届出書(規則様式第十一)を上記第4の1に規定する提出先に提出すること。
- 3 承認事業者は、承認を受けた型式の特定特殊自動車の製作等をしなくなったときは、その日から30日以内に届出書(規則様式十二)を上記第4の1に規定する提出先に提出す

ること。

- 4 承認事業者が1年度内に30台を超過する特定特殊自動車の製作等をしたとき又は第5の判定基準に適合しなくなったときは承認を取り消すことができる。

#### 第9 変更等の届出及び承認

- 1 承認事業者は当該少数承認に係る申請書（規則様式第九）の記載事項の変更をした場合には、その旨を記載した届出書（規則様式第十三）を遅滞なく上記第4の1に規定する提出先に提出すること。
- 2 承認事業者は、添付書面の記載事項を変更した場合には、変更承認申請書（規則様式第十四）及び変更に関する資料を上記第4の1に規定する提出先に提出し、その変更の承認を申請することができる。  
この場合において、当該変更に関する資料については、少数承認申請書の添付書面の例に準ずるものとする。
- 3 上記2の承認は、当該承認に係る特定特殊自動車の型式が、その承認を受けた特定特殊自動車の型式と同一と認められる場合に行う。
- 4 承認事業者は上記2の変更があった場合には上記3の承認を受けた場合に限り、当該変更に係る型式の特定特殊自動車に少数特例表示を付すことができる。

#### 第10 申請書等へ記入する署名

- 1 少数承認の申請その他の申請又は届出をする場合における申請書又は届出書には、押印に代えて申請又は届出をする者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であつてその法人の代表者から申請又は届出に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。
- 2 外国において本邦に輸出される特定特殊自動車を製作することを業とする者（外国人又は外国法人に限る。）にあっては、申請書又は届出書に、英語訳を併記することができる。  
この場合には、各書面の余白等に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

#### 第11 その他

主務大臣は、必要があると認めるときは、法第29条第1項及び第2項の規定に基づき当該少数生産車の承認事業者に対して報告徴収又は立入検査を実施するものとする。

#### 附則

- 1 施行期日  
この通達は、平成18年5月1日から施行する。

#### 附則

- 1 施行期日  
本改正規定は、平成22年4月9日から施行する。

## 2 経過措置

告示第 16 条の規定の適用を受けるものについては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 附則

#### 1 施行期日

本改正規定は、平成 26 年 6 月 10 日から施行する。

#### 2 経過措置

告示第 23 条の規定の適用を受けるものについては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

